

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴う建築物の容積率の特例認定等に係る申請手数料の新設及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和 4 年経済産業省・国土交通省令第 2 号）等の施行に伴う誘導仕様基準による建築物エネルギー消費性能向上計画認定等に係る申請手数料の新設を行うとともに、所要の規定整備を行うため。

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例（令和５年伊丹市条例第 号）

伊丹市手数料条例（平成１２年伊丹市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第２第１８号の次に次の１号を加える。

(18)の２ 建築物の容積率の特例認定申請手数料 １件につき 27,000円

別表第２第２０号中「壁面線の指定等がある場合における」を削り、同表第２９号の次に次の１号を加える。

(29)の２ 高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料 １件につき 160,000円

別表第２第５１号の６ア(ア)ｂ中「設計住宅性能評価書」の右に「（以下この号において「性能評価書」という。）」を加え、同号イ(イ)中 ｂを ｃとし、 ａの次に次のように加える。

ｂ 適合証が添付されていない場合であって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この号、第５１号の１１及び第５１号の１３において「省令」という。）第１０条第２号イ(イ)及び同号ロ(ロ)の基準（以下この号及び第５１号の１１において「誘導仕様基準」という。）による場合 38,000円

別表第２第５１号の６イ(イ)中 ｂを ｃとし、 ａの次に次のように加える。

ｂ 適合証が添付されていない場合であって、誘導仕様基準による場合 66,000円

別表第２第５１号の６イ(イ)中 ｂを ｃとし、 ａの次に次のように加える。

ｂ 適合証が添付されていない場合であって、誘導仕様基準による場合 125,000円

別表第２第５１号の６イ(イ)中 ｂを ｃとし、 ａの次に次のように加

える。

- b 適合証が添付されていない場合であって、誘導仕様基準による場合 178,000円

別表第2第51号の6イ(ア)中bをcとし、aの次に次のように加える。

- b 適合証が添付されていない場合であって、誘導仕様基準による場合 322,000円

別表第2第51号の6イ(カ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

- b 適合証が添付されていない場合であって、誘導仕様基準による場合 520,000円

別表第2第51号の6イ(キ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

- b 適合証が添付されていない場合であって、誘導仕様基準による場合 915,000円

別表第2第51号の11ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

- (ア) 一戸建ての住宅 一戸建ての住宅の床面積の次に掲げる区分に応じ、次に定める額

- a 一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

- (a) 市長が定める機関により作成された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する基準に適合する計画であると認める旨の書類その他の市長が定める書類（以下この号において「適合証等」という。）が添付されている場合 6,900円

- (b) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様基準による場合 20,000円

- (c) その他の場合 37,000円

- b 一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル

- 以上のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- (a) 適合証等が添付されている場合 7,400円
  - (b) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様基準による場合 22,000円
  - (c) その他の場合 42,000円
- (イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- a 一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
    - (a) 適合証等が添付されている場合 12,000円
    - (b) 適合証等が添付されていない場合であって、全ての住戸が、誘導仕様基準による場合 37,000円
    - (c) その他の場合 74,000円
  - b 一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
    - (a) 適合証等が添付されている場合 28,000円
    - (b) 適合証等が添付されていない場合であって、全ての住戸が、誘導仕様基準による場合 66,000円
    - (c) その他の場合 126,000円
  - c 一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
    - (a) 適合証等が添付されている場合 66,000円
    - (b) 適合証等が添付されていない場合であって、全ての住戸が、誘導仕様基準による場合 126,000円
    - (c) その他の場合 222,000円
  - d 一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

の 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

- (a) 適合証等が添付されている場合 103,000円
  - (b) 適合証等が添付されていない場合であって、全ての住戸が、誘導仕様基準による場合 181,000円
  - (c) その他の場合 310,000円
- e 一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- (a) 適合証等が添付されている場合 165,000円
  - (b) 適合証等が添付されていない場合であって、全ての住戸が、誘導仕様基準による場合 328,000円
  - (c) その他の場合 604,000円
- f 一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- (a) 適合証等が添付されている場合 234,000円
  - (b) 適合証等が添付されていない場合であって、全ての住戸が、誘導仕様基準による場合 533,000円
  - (c) その他の場合 1,045,000円
- g 一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- (a) 適合証等が添付されている場合 368,000円
  - (b) 適合証等が添付されていない場合であって、全ての住戸が、誘導仕様基準による場合 940,000円
  - (c) その他の場合 1,923,000円

別表第2第51号の11イ(7)を次のように改める。

(7) 住宅部分 住宅部分の床面積の次に掲げる区分に応じ、次に定める額

- a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の

もの 次に掲げる区分に応じて、次に定める額

- (a) 適合証等が添付されている場合 12,000円
  - (b) 適合証等が添付されていない場合であって、全ての住戸が、誘導仕様基準による場合 37,000円
  - (c) その他の場合 74,000円
- b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- (a) 適合証等が添付されている場合 28,000円
  - (b) 適合証等が添付されていない場合であって、全ての住戸が、誘導仕様基準による場合 66,000円
  - (c) その他の場合 126,000円
- c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- (a) 適合証等が添付されている場合 66,000円
  - (b) 適合証等が添付されていない場合であって、全ての住戸が、誘導仕様基準による場合 126,000円
  - (c) その他の場合 222,000円
- d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- (a) 適合証等が添付されている場合 103,000円
  - (b) 適合証等が添付されていない場合であって、全ての住戸が、誘導仕様基準による場合 181,000円
  - (c) その他の場合 310,000円
- e 住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- (a) 適合証等が添付されている場合 165,000円

- (b) 適合証等が添付されていない場合であって，全ての住戸が，誘導仕様基準による場合 328,000円
  - (c) その他の場合 604,000円
- f 住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ，次に定める額
- (a) 適合証等が添付されている場合 234,000円
  - (b) 適合証等が添付されていない場合であって，全ての住戸が，誘導仕様基準による場合 533,000円
  - (c) その他の場合 1,045,000円
- g 住宅部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ，次に定める額
- (a) 適合証等が添付されている場合 368,000円
  - (b) 適合証等が添付されていない場合であって，全ての住戸が，誘導仕様基準による場合 940,000円
  - (c) その他の場合 1,923,000円

別表第2第51号の11イ(イ)a(b)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号及び第51号の13において「省令」という。）」を「省令」に，「モデル建物法基準」を「誘導モデル建物基準」に改め，同号イ(イ)bからhまでの規定中「モデル建物法基準」を「誘導モデル建物基準」に改め，同表第51号の13ア(ア)a(b)中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に，「モデル住宅法基準」を「モデル住宅基準」に改め，同号ア(ア)b(b)中「モデル住宅法基準」を「モデル住宅基準」に改め，同号ア(イ)a(b)中「省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に規定する基準（以下この号において「フロア入力法基準」という。）」を「モデル住宅基準」に改め，同号ア(イ)bからgまでの規定中「フロア入力法基準」を「モデル住宅基準」に改め，同号イ(イ)中「モデル住宅法基準，フロア入力法基準」を「モデル住宅基準」に改め，同号イ(イ)中「モデル建

物法基準」を「モデル建物基準」に改め、同表第51号の14及び第51号の15中「モデル建物法基準」を「モデル建物基準」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第18号の次に1号を加える改正規定、同表第20号の改正規定及び同表第29号の次に1号を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。